

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-108101

(P2004-108101A)

(43) 公開日 平成16年4月8日(2004.4.8)

(51) Int. Cl.<sup>7</sup>  
E04H 1/02

F I  
E04H 1/02

テーマコード (参考)  
2E025

審査請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 12 頁)

(21) 出願番号 特願2002-275345 (P2002-275345)  
(22) 出願日 平成14年9月20日 (2002.9.20)

(71) 出願人 000002174  
積水化学工業株式会社  
大阪府大阪市北区西天満2丁目4番4号  
(72) 発明者 田中 勝哉  
茨城県つくば市和台32 積水化学工業株  
式会社内  
Fターム(参考) 2E025 AA01 AA26

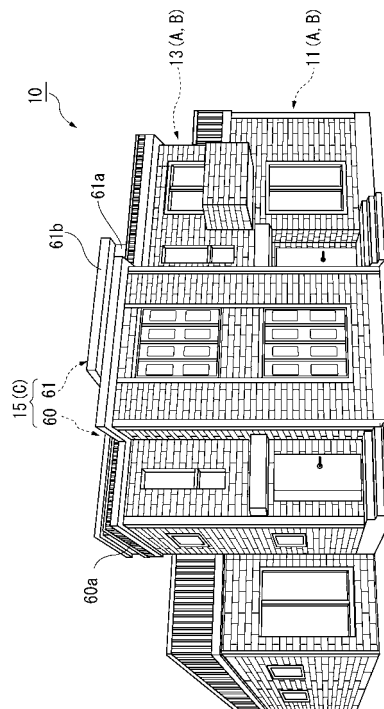
(54) 【発明の名称】 建物

(57) 【要約】

【課題】 複数の世帯が一つの建物で生活する際に、各世帯のプライバシーを十分に確保すると共に、容易にコミュニケーションが図れる建物を提供する。

【解決手段】 少なくとも二階以上の階層を有すると共に、複数の世帯がそれぞれ専用使用する複数の専用空間 A、B と、複数の世帯が共同で使用し且つ複数の専用空間 A、B にそれぞれ連通した共用空間 C とを備え、専用空間 A、B と共用空間 C とを異なる階層に設けた。

【選択図】 図 1



## 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

少なくとも二階以上の階層を有し、複数の世帯がそれぞれ専用使用する複数の専用空間と、前記複数の世帯が共同で使用し且つ前記複数の専用空間にそれぞれ連通した共用空間とを備え、前記専用空間と前記共用空間とが異なる階層に設けられたことを特徴とする建物。

## 【請求項 2】

請求項 1 に記載の建物において、前記階層のうち、最上階に位置する最上階層は前記共用空間にされ、前記最上階層よりも下に位置する下層階層は前記複数の専用空間に分割されたことを特徴とする建物。

10

## 【請求項 3】

請求項 2 に記載の建物において、前記最上階層には、屋外に開放した屋上部が設けられたことを特徴とする建物。

## 【請求項 4】

請求項 2 に記載の建物において、前記最上階層には、屋外から隔離された居室部と、該居室部に連通し且つ前記屋外に開放した屋上部とが設けられたことを特徴とする建物。

## 【請求項 5】

少なくとも二階以上の階層を有し、該階層のうち、最上階に位置する最上階層には、屋外から隔離された居室部と、該居室部に連通し且つ前記屋外に開放した屋上部とが設けられ

20

、前記居室部と前記最上階層の下に位置する下層階層とは、吹抜け空間を介して連通され、該吹抜け空間には、前記居室部と前記下層階層との間を昇降するための昇降手段が設けられたことを特徴とする建物。

## 【請求項 6】

請求項 5 に記載の建物において、前記居室部は子供が起居するための子供部屋にされ、前記屋上部は前記子供が遊ぶことのできる遊戯空間にされたことを特徴とする建物。

## 【発明の詳細な説明】

## 【0001】

## 【発明の属する技術分野】

この発明は、少なくとも二階以上の階層を有する建物に関するものである。

30

## 【0002】

## 【従来の技術】

従来の少なくとも二階以上の階層を有する建物として、複数の世帯が入居することができるように、各階層ごとに、複数の世帯がそれぞれ専用使用する複数の専用空間と、この複数の世帯が共同で使用する共用空間とが、それぞれ設けられたものが知られている。

## 【0003】

そして、同一階層に設けられた専用空間同士は、これらの専用空間と同一階層に設けられた共用空間を介して互いに連通している（例えば、特許文献 1 ないし 3 参照。）

## 【0004】

また、上述以外の少なくとも二階以上の階層を有する建物としては、居間や台所等が設けられた階層と異なる階層に、子供が起居するための居室空間である子供部屋が独立して設けられたものがある。そして、この居間等と子供部屋との間のような、異なる階層間でコミュニケーションを図るために、これらの階層間に吹抜け空間が設けられ、この吹抜け空間を介して異なる階層が連通されたものも知られている（例えば、特許文献 4 および 5 参照）。

40

## 【0005】

## 【特許文献 1】

特開平 10 - 292647 号公報

## 【特許文献 2】

特開平 11 - 36630 号公報

50

## 【特許文献3】

特開2000-160847号公報

## 【特許文献4】

特開平10-246013号公報

## 【特許文献5】

特開平7-34679号公報

## 【0006】

## 【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、上述の複数の世帯が入居できる建物では、同一階層に設けられた専用空間同士が同一階層に設けられた共用空間を介して連通しているため、同一階層にある専用空間同士を、完全に分離することができていなかった。そして、各世帯のプライバシーを十分に確保することが困難になるという問題が生じていた。 10

## 【0007】

また、上記以外の建物において、子供を独立した子供部屋で遊ばせると、子供と異なる階層にいる親の目が届きにくく、特に小さな子供では思わぬ事故が起こる場合があった。一方、子供を居間や台所、リビング・ダイニング等の親から見える範囲で遊ばせる場合には、居間等が乱雑に散らかされてしまい、急な来客があった際に散らかった部屋を見られてしまうという問題があった。

## 【0008】

さらに、親がいる階層と異なる階層で子供を遊ばせながら、吹抜け空間を介して親が見守ることができる場合であっても、子供が子供部屋で遊ぶことに飽きた際、居間等に入り込んで散らかされることがあった。 20

## 【0009】

この発明は、上記問題に鑑みてなされたものであり、第一の目的は、複数の世帯が一つの建物で生活する際に、各世帯のプライバシーを十分に確保すると共に、容易にコミュニケーションが図れる建物を提供することである。

## 【0010】

また、第二の目的は、他人に散らかった部屋を見られることなく、異なる階層間で互いの様子を見ることができると共に、下の階層から屋外に開放された屋上部に出ることができると建物を提供することである。 30

## 【0011】

## 【課題を解決するための手段】

上記課題を解決するために、請求項1にかかるこの発明の建物は、少なくとも二階以上の階層を有すると共に、複数の世帯がそれぞれ専用使用する複数の専用空間と、複数の世帯が共同で使用し且つ複数の専用空間にそれぞれ連通した共用空間とを備え、専用空間と共用空間とが異なる階層に設けられたことを特徴としている。

## 【0012】

請求項1の発明によれば、共用空間から異なる階層に設けられた専用空間の状態を窺うことが困難になり、各世帯のプライバシーを十分に確保することが可能となる。また、共用空間を介して世帯同士のコミュニケーションを容易に図ることができる。 40

## 【0013】

請求項2にかかる発明は、請求項1に記載の建物において、階層のうち、最上階に位置する最上階層は共用空間にされ、最上階層よりも下に位置する下層階層は複数の専用空間に分割されたことを特徴としている。

## 【0014】

請求項2の発明によれば、請求項1の効果に加え、最上階層の直下に位置する下層階層に設けられた専用空間のみが、最上階層に設けられた共用空間と連通し、プライバシーの確保をさらに十分にすることができる。

## 【0015】

請求項3にかかる発明は、請求項2に記載の建物において、最上階層には、屋外に開放し 50

た屋上部が設けられたことを特徴としている。

【0016】

請求項3の発明によれば、請求項2の効果に加え、共用空間が屋外に開放された屋上部となつて、この共用空間の雰囲気が開放的になり、より円滑に世帯同士のコミュニケーションを図ることができる。

【0017】

請求項4にかかる発明は、請求項2に記載の建物において、最上階層には、屋外から隔離された居室部と、この居室部に連通し且つ屋外に開放した屋上部とが設けられたことを特徴としている。

【0018】

請求項4の発明によれば、請求項2の効果に加え、屋外に開放した屋上部と屋外から隔離された居室部との両方を共用空間として利用することができ、世帯同士のコミュニケーションを図る方法が広がって、より円滑にコミュニケーションを図ることが可能となる。

【0019】

請求項5にかかるこの発明の建物は、少なくとも二階以上の階層を有し、この階層のうち最上階に位置する最上階層には、屋外から隔離された居室部と、この居室部に連通し且つ屋外に開放した屋上部とが設けられ、居室部と最上階層の下に位置する下層階層とは、吹抜け空間を介して連通され、この吹抜け空間には居室部と下層階層との間を昇降するための昇降手段が設けられたことを特徴としている。

【0020】

請求項5の発明によれば、異なる階層に設けられた居室部と下層階層との間で、吹抜け空間を介して互いの様子を十分に見ることができる。そのため、子供の様子を見守りながら、最上階層で子供を遊ばせることができ、他人に散らかった部屋を見られることがなくなる。

【0021】

そして、子供が居室部で遊ぶことに飽きたときには、居室部から屋外に開放した屋上部に移動して遊ぶことができ、遊びの範囲を拡大することができる。そのため、下層階層を散らかされることがなくなる。また、そのときにも子供の様子を見守ることができる。

【0022】

請求項6にかかる発明は、請求項5に記載の建物において、居室部は子供が起居するための子供部屋にされ、屋上部は子供が遊ぶことができる遊戯空間にされたことを特徴としている。

【0023】

請求項6の発明によれば、請求項5の効果に加え、居室部で子供を遊ばせながら、吹抜け空間を介して下層階層から親が子供の様子を見守ることが可能となり、安心して子供を遊ばせることができる。

【0024】

また、子供が子供部屋で遊ぶことに飽きても屋外に開放した屋上部で遊ぶことができ、居間等に入り込んで散らかされることがない。

【0025】

【発明の実施の形態1】

以下、図面に基づいてこの発明の実施の形態1を説明する。

【0026】

図1に示す建物10は、3階層を有する三階建ての多世帯住宅である。なお、「多世帯住宅」とは、1つの世帯が独立して居住するための居住区画(住戸)を複数有する独立住宅を意味する。また、「居住区画」とは、玄関、廊下、階段等の通路、居間、食事室、台所(又は居間、食事室、台所のうち2以上を兼用とした室)、寝室、書斎、応接室、子供部屋等の居室、風呂、トイレ、洗面所等の給排水設備、バルコニー、縁側、庭、車庫等の空間のうちの全部又は一部を備えているものとする。そして、複数の居住区画において、各種の通路、居室、給排水設備等のうちの1つ以上が複数の世帯間で共用になっていてもよ

10

20

30

40

50

いものとする。

【0027】

そして、図2に示すような間取りの最上階層よりも下に位置する下層階層である一階部分11は、境界壁12によって左右に隣接する第1居住区画20と、第2居住区画30とに分割されている。

【0028】

図2において左側に位置する第1居住区画20は、片開き戸や引き戸等によって区画された玄関21、玄関ホール22、廊下23、第1寝室24、第2寝室25、トイレ26、浴室27、洗面所28等を備えている。この玄関21等は、片開き戸や引き戸等を介して互いに連通されている。

10

【0029】

一方、図2において右側に位置する第2居住区画30は、片開き戸や引き戸等によって区画された玄関31、玄関ホール32、台所33、リビング・ダイニング34、トイレ35等を備えている。この玄関31等は、片開き戸等を介して互いに連通されている。

【0030】

また、図3に示すような間取りの最上階層よりも下に位置する下層階層である二階部分13は、境界壁14によって、左右に隣接する第3居住区画40と、第4居住区画50とに分割されている。

【0031】

図3において左側に位置する第3居住区画40は、片開き戸や引き戸等によって区画された台所41、リビング・ダイニング42、トイレ43、バルコニー44等を備えている。この台所41等は、片開き戸や引き戸等を介して互いに連通されている。また、バルコニー44は屋外に開放されている。

20

【0032】

一方、図3において右側に位置する第4居住区画50は、片開き戸や引き戸等によって区画された寝室51、トイレ52、浴室53、洗面所54、バルコニー55等を備えている。この寝室51等は、片開き戸や引き戸等を介して互いに連通されている。また、バルコニー55は屋外に開放されている。

【0033】

そして、第1居住区画20と第3居住区画40とは、この第1、第3居住区画20、40のほぼ中央に設けられた階段K1によって連通されている。

30

【0034】

また、第2居住区画30と第4居住区画50とは、この第2、第4居住区画30、50の角に設けられた階段K2によって連通されている。

【0035】

なお、図中「UP」とは、矢印の方向に向かって上昇することを示し、「DN」とは、矢印の方向に向かって下降することを示す。

【0036】

そして、最上階に位置する最上階層である3階部分15には、図4に示すように、屋外に開放した屋上部60と、屋外から隔離された居室部61とが設けられている。

40

【0037】

屋上部60は、周縁部が所定高さの手摺60a(図1参照)で囲われている。そして、この屋上部60は、第3居住区画40のバルコニー44に設けられた屋外階段K3によって、このバルコニー44と連通している。

【0038】

居室部61は、壁61a及び屋根61bによって囲われており(図1参照)、この壁61aによって屋上部60と区画されている。また、屋上部60と居室部61の内部とは、壁61aに設けられた引き戸62を介して連通されている。

【0039】

そして、第4居住区画50に設けられた階段K2が上方に延在され、この階段K2によっ

50

て、居室部 6 1 の内部と第 4 居住区画 5 0 とが連通されている。

【 0 0 4 0 】

そして、第 1、第 3 居住区画 2 0、4 0 は一方の世帯、例えば子世帯によって専用を使用される第 1 専用空間 A にされ、第 2、第 4 居住区画 3 0、5 0 は、他方の世帯、例えば親世帯によって専用を使用される第 2 専用空間 B にされている。

【 0 0 4 1 】

さらに、屋上部 6 0 及び居室部 6 1 は、親世帯と子世帯との両世帯によって共同で使用される共用空間 C にされている。

【 0 0 4 2 】

このように、この建物 1 0 は、下層階層である一階部分 1 1 及び二階部分 1 3 がそれぞれ第 1 専用空間 A と第 2 専用空間 B とに分割され、これらの第 1、第 2 専用空間 A、B の上に設けられた最上階層である三階部分 1 5 が、屋上部 6 0 及び居室部 6 1 が設けられた共用空間 C にされている。 10

【 0 0 4 3 】

次に、この建物 1 0 の作用を説明する。

【 0 0 4 4 】

この建物 1 0 において、二つの世帯が生活するには、一方の世帯である子世帯が第 1 専用空間 A を専用を使用し、他方の世帯である親世帯が第 2 専用空間 B を専用を使用する。そして、屋上部 6 0 及び居室部 6 1 が設けられた共用空間 C を、両世帯が共同で使用する。

【 0 0 4 5 】

このとき、一階部分 1 1 及び二階部分 1 3 において、それぞれ境界壁 1 2、1 4 によって第 1、第 2 専用空間 A、B に分割されており、同一階層にある専用空間同士は完全に分離され、各世帯のプライバシーを確保することが可能となる。 20

【 0 0 4 6 】

また、二つの世帯が共同で使用する共用空間 C は、第 1、第 2 専用空間 A、B の上に位置する最上階層である三階部分 1 5 に設けられており、この共用空間 C から屋外階段 K 3 や階段 K 2 を介して第 1、第 2 専用空間 A、B の様子を窺うことが困難になっている。

【 0 0 4 7 】

そのため、各世帯のプライバシーを共用空間 C から窺うことができず、各世帯のプライバシーを十分に確保することができる。 30

【 0 0 4 8 】

一方、世帯同士のコミュニケーションは、第 1、第 2 専用空間 A、B とそれぞれ連通されている共用空間 C を介して容易に図ることができる。

【 0 0 4 9 】

このように、この発明の実施の形態 1 にかかる建物 1 0 は、少なくとも二階以上の階層を有すると共に、複数の世帯がそれぞれ専用使用する複数の専用空間 A、B と、複数の世帯が共同で使用し且つ複数の専用空間 A、B にそれぞれ連通した共用空間 C とを備え、専用空間 A、B と共用空間 C とが異なる階層に設けられた構成を有している。

【 0 0 5 0 】

この構成により、共用空間 C から異なる階層に設けられた専用空間 A、B の状態を窺うことが困難になり、各世帯のプライバシーを十分に確保することが可能となる。また、共用空間 C を介して世帯同士のコミュニケーションを容易に図ることができる。 40

【 0 0 5 1 】

また、共用空間 C に連通しているのは、第 1、第 2 専用空間 A、B のうち、二階部分 1 3 に設けられた第 3 居住区画 4 0 及び第 4 居住区画 5 0 である。そのため、各専用空間のうち最上階層の直下に位置する下層階層のみが共用空間 C と連通しており、プライバシーの確保をさらに十分に図ることが可能となる。

【 0 0 5 2 】

そして、共用空間 C は、屋外に開放した屋上部 6 0 と、屋外から隔離された居室部 6 1 とを有しているため、屋外及び屋内の両方の空間を様々に利用し、世帯同士のコミュニケー 50

ションを図る方法が拡大して、円滑にコミュニケーションを図ることができる。さらに、屋上部 60 では、開放した雰囲気の中で世帯同士のコミュニケーションを図ることができて、より円滑にコミュニケーションを図ることができる。

【0053】

以上、この発明の実施の形態 1 を図面により詳述してきたが、具体的な構成は上述の実施の形態に限らず、この発明の要旨を逸脱しない範囲の設計の変更等があってもこの発明に含まれる。

【0054】

例えば、上述の建物 10 では、最上階層である三階部分 15 に屋上部 60 及び居室部 61 が設けられているが、この三階部分 15 に屋上部 60 を設けず、居室部 61 のみが設けられていてもよい。

【0055】

また、三階部分 15 に居室部 61 を設けず、屋上部 60 のみが設けられていてもよい。この場合、屋外に開放している共用空間 C の雰囲気が開放的になり、より円滑に世帯同士のコミュニケーションを図ることができる。

【0056】

さらに、ここでは、第 1 専用空間 A と共用空間 C の屋上部 60 とが屋外階段 K3 によって連通され、第 2 専用空間 B と共用空間 C の居室部 61 とが屋内に設けられた階段 K2 によって連通されている。

【0057】

しかし、第 1、第 2 専用空間 A、B の両方が、屋外階段によって共用空間 C の屋上部 60 に連通されていてもよい。また、第 1、第 2 専用空間 A、B の両方が、屋内に設けられた階段によって共用空間 C の居室部 61 に連通されていてもよい。

【0058】

【発明の実施の形態 2】

以下、図面に基づいてこの発明の実施の形態 2 を説明する。

【0059】

図 5 に示す建物 100 は、3 階層を有する三階建ての住宅である。

【0060】

そして、図 6 に示すような間取りの 1 階部分 110 は、片開き戸や引き戸等によって区画された玄関 111、寝室 112、ウォークインクローゼット 113、和室 114、トイレ 115、洗面所 116、浴室 117 等を備えている。この玄関 111 等は片開き戸や引き戸等を介して互いに連通されている。

【0061】

なお、118 は自動車を駐車しておくための、屋外に開放した駐車スペースである。

【0062】

また、図 7 に示すような間取りの最上階層の下に位置する下層階層である 2 階部分 120 は、片開き戸や引き戸等によって区画された台所 121、リビング・ダイニング 122、納戸 123、多目的部屋 124、125、階段ホール 126 等を備えている。この台所 121 等は片開き戸や引き戸等を介して互いに連通されている。

【0063】

そして、この 1 階部分 110 と 2 階部分 120 とは、各階層の角部に設けられた階段 K4 によって連通されている。

【0064】

さらに、図 8 に示すように、最上階に位置する最上階層である 3 階部分には、屋外に開放した屋上部 130 と、屋外から隔離された居室部 131 とが設けられている。

【0065】

屋上部 130 は、周縁部が所定高さの手摺 130a (図 5 参照) によって囲われている。そして、この屋上部 130 は、引き戸 132 によって居室部 131 と区画されると共に、この引き戸 132 を介して居室部 131 と連通されている。また、屋上部 130 と後述す

る吹抜け空間 F とを区画する壁面には、ガラスが嵌め込まれた窓 133 が設けられている。そのため、最上階層に設けられた屋上部 130 と、下層階層に設けられたリビング・ダイニング 122 とは吹抜け空間 F を介して連通されている。

【0066】

居室部 131 は、2階部分 120 の台所 121 の上方に位置し、壁 131 a 及び屋根 131 b によって囲われている。そして、この居室部 131 に隣接して、最上階層の上面が抜けている吹抜け空間 F が設けられている。また、居室部 131 の吹抜け空間 F に面した壁面には、ガラスが嵌め込まれた窓 134 が設けられている。

【0067】

吹抜け空間 F は、リビング・ダイニング 122 の上方に位置している。そして、最上階層に設けられた居室部 131 と、下層階層に設けられたリビング・ダイニング 122 とは、吹抜け空間 F を介して連通されている。 10

【0068】

さらに、この吹抜け空間 F には、リビング・ダイニング 122 と居室部 131 との間を昇降するための昇降手段である階段 K5 が設けられている。

【0069】

また、吹抜け空間 F と最上階層を覆う屋根部 135 とを区画する壁面には、ガラスが嵌め込まれた窓 136 が設けられている。

【0070】

次に、この建物 100 の作用について説明する。 20

【0071】

この建物 100 において、居室部 131 内の様子は、吹抜け空間 F を介して下層階層に設けられたリビング・ダイニング 122 から見る事ができる。特に、ここでは、吹抜け空間 F に面した居室部 131 の壁面に、ガラスが嵌め込まれた窓 134 が設けられており、この窓 134 を通して、居室部 131 内の様子を非常に良く見ることが出来る。なお、吹抜け空間 F に面した居室部 131 の壁面全てをガラス張りにしてもよい。

【0072】

また、下層階層に設けられたリビング・ダイニング 122 内の様子も、居室部 131 から吹抜け空間 F を介して見ることが出来る。

【0073】

このように、居室部 131 と、下層階層に設けられたリビング・ダイニング 122 との間において、吹抜け空間 F を介して互いの様子を見ることが出来る。 30

【0074】

そして、居室部 131 を子供が起居するための子供部屋とし、屋上部 130 を子供が遊ぶことができる遊戯空間とした場合、居室部 131 内で子供だけが遊び、親がリビング・ダイニング 122 にいるようになる。

【0075】

このとき、リビング・ダイニング 122 にいる親は、吹抜け空間 F を介して子供が遊んでいる様子を見ることが出来る。そのため、小さな子供であっても安心して遊ばせることができる。 40

【0076】

一方、来客時に応接室としてリビング・ダイニング 122 を利用しても、このリビング・ダイニング 122 に子供が入り込んで遊ぶことがないので、リビング・ダイニング 122 が散らかることがなく、来客に散らかった部屋を見られることを防止できる。

【0077】

そして、居室部 131 で遊んでいた子供が飽きたときには、この居室部 131 に連通した屋上部 130 に出て、この屋上部 130 で遊ぶことができる。そのため、遊びの範囲が拡大して、下層階層に設けられたリビング・ダイニング 122 に入り込んで散らかすことがなくなる。

【0078】

また、子供が屋上部 130 で遊んでいても、吹抜け空間 F を介してリビング・ダイニング 122 にいる親が見守ることができ、安心して遊ばせることができる。特に、屋上部 130 と吹抜け空間 F とを区画する壁面には、ガラスが嵌め込まれた窓 133 が設けられ、この窓 133 を通して屋上部 130 の様子が非常に良く見えると共に、十分な採光を得ることもできる。

【0079】

また、吹抜け空間 F と最上階層を覆う屋根部 135 とを区画する壁面に設けられた窓 136 によっても、十分な採光を得ることができる。

【0080】

さらに、将来的には、吹抜け空間 F の部分に増床すると共に、周囲に壁を設け、独立した部屋にすることもできる。 10

【0081】

このように、この建物 100 は、少なくとも二階以上の階層を有し、この階層のうち最上階に位置する最上階層には、屋外に開放した屋上部 130 と、この屋上部 130 に連通すると共に屋外から隔離された居室部 131 とが設けられ、居室部 131 と最上階層の下に位置する下層階層とは吹抜け空間 F を介して連通され、この吹抜け空間 F には居室部 131 と下層階層との間を昇降するための昇降手段 K5 が設けられた構成を有している。

【0082】

この構成により、異なる階層に設けられた居室部 131 と下層階層との間で、吹抜け空間 F を介して互いの様子を十分に見ることができる。そのため、子供の様子を見守りながら、最上階層で子供を遊ばせることができ、他人に散らかった部屋を見られることがなくなる。 20

【0083】

そして、子供が子供部屋である居室部 131 で遊ぶことに飽きたときには、居室部 131 から屋外に開放した遊戯空間である屋上部 130 に移動して遊ぶことができ、遊びの範囲を拡大することができる。そのため、下層階層を散らかされることがなくなる。

【0084】

以上、この発明の実施の形態 2 を図面により詳述してきたが、具体的な構成は上述の実施の形態に限らず、この発明の要旨を逸脱しない範囲の設計の変更等があってもこの発明に含まれる。 30

【0085】

例えば、吹抜け空間 F に設ける昇降手段として階段 K5 が設けられているが、小型のエレベータであってもよい。

【0086】

また、上述の建物 100 では居室部 131 が子供部屋にされているが、介護を必要とする高齢者等が起居する部屋にしてもよい。

【0087】

この場合、介護者が下層階層に設けられたリビング・ダイニング 122 にいても、吹抜け空間 F を介して高齢者等の様子を見守ることができ、介護者は安心して家事等を行うことができる。 40

【0088】

そして、居室部 131 が屋上部 130 に連通しているために、高齢者等は開放された明るい雰囲気の中で生活することができ、身体や精神に好影響を与えることもできる。

【0089】

【発明の効果】

この発明の請求項 1 ないし請求項 4 によれば、複数の世帯が一つの建物で生活する際に、各世帯のプライバシーを十分に確保すると共に、容易にコミュニケーションが図れる建物を提供することができる。

【0090】

また、この発明の請求項 5 及び請求項 6 によれば、他人に散らかった部屋を見られること 50

なく、異なる階層間で互いの様子を見ることができると共に、下の階層から屋外に開放された屋上部に出ることができる建物を提供することができる。

【図面の簡単な説明】

- 【図 1】この発明の実施の形態 1 にかかる建物の外観を示す斜視図である。
- 【図 2】この発明の実施の形態 1 にかかる建物の 1 階部分を示す間取り図である。
- 【図 3】この発明の実施の形態 1 にかかる建物の 2 階部分を示す間取り図である。
- 【図 4】この発明の実施の形態 1 にかかる建物の最上階層を示す間取り図である。
- 【図 5】この発明の実施の形態 2 にかかる建物の外観を示す斜視図である。
- 【図 6】この発明の実施の形態 2 にかかる建物の 1 階部分を示す間取り図である。
- 【図 7】この発明の実施の形態 2 にかかる建物の 2 階部分を示す間取り図である。
- 【図 8】この発明の実施の形態 2 にかかる建物の最上階層を示す間取り図である。

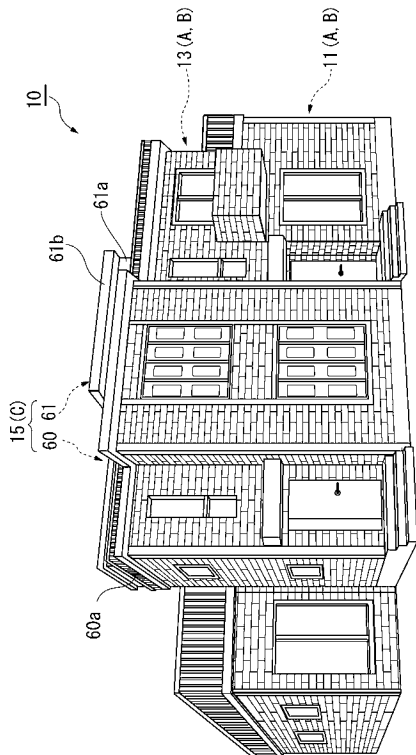
10

【符号の説明】

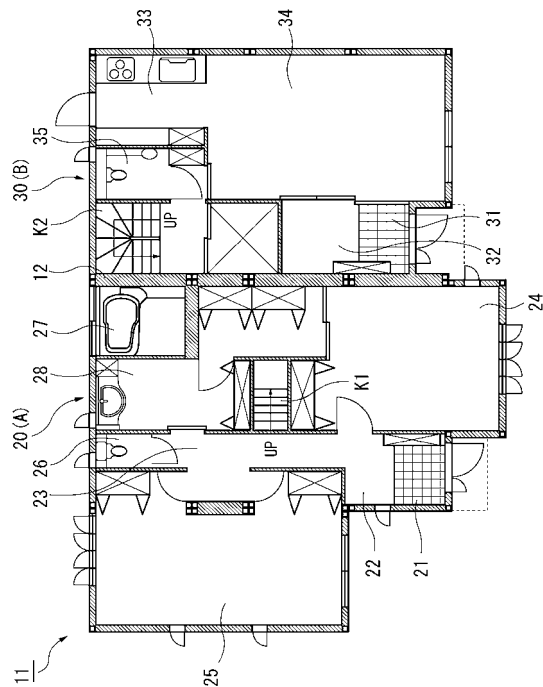
- 1 0 建物
- 1 1 1 階部分（下層階層）
- 1 2 境界壁
- 1 3 2 階部分（下層階層）
- 1 4 境界壁
- 1 5 三階部分（最上階層）
- 6 0 屋上部
- 6 1 居室部
- A 第 1 専用空間
- B 第 2 専用空間
- C 共用空間

20

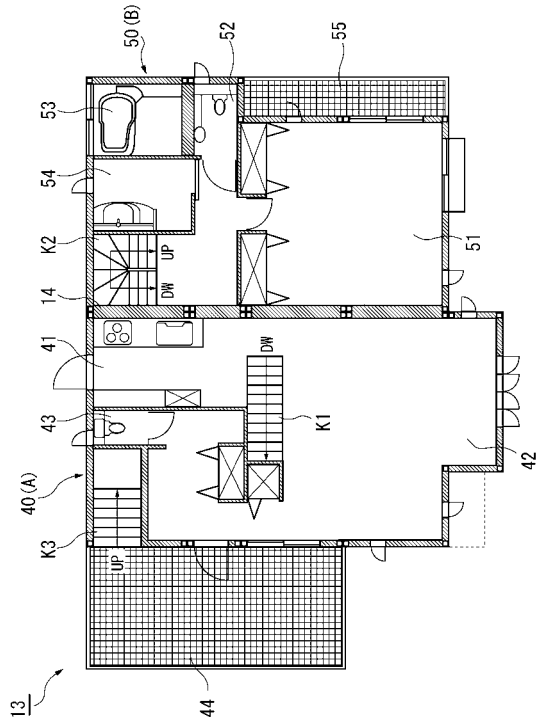
【図 1】



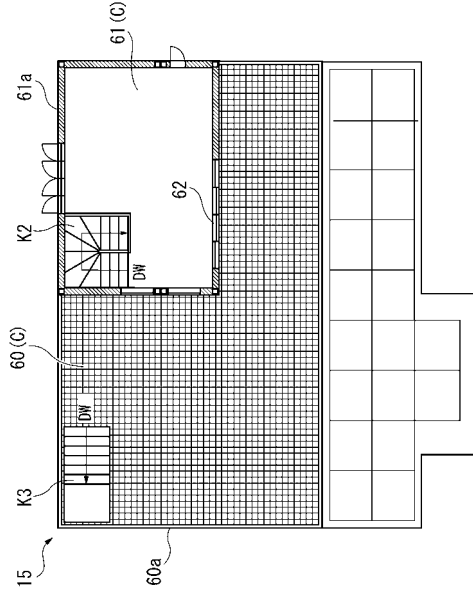
【図 2】



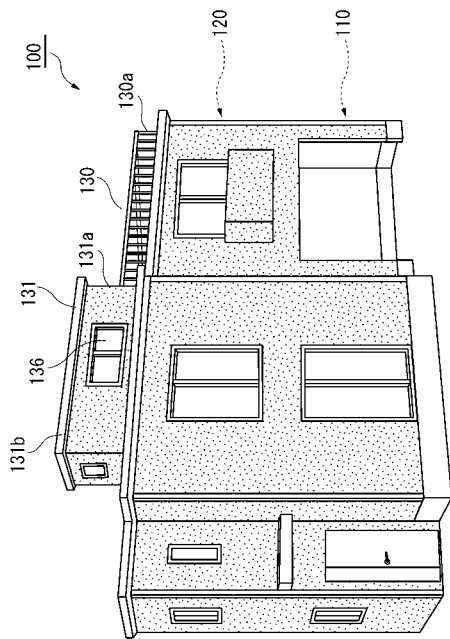
【 図 3 】



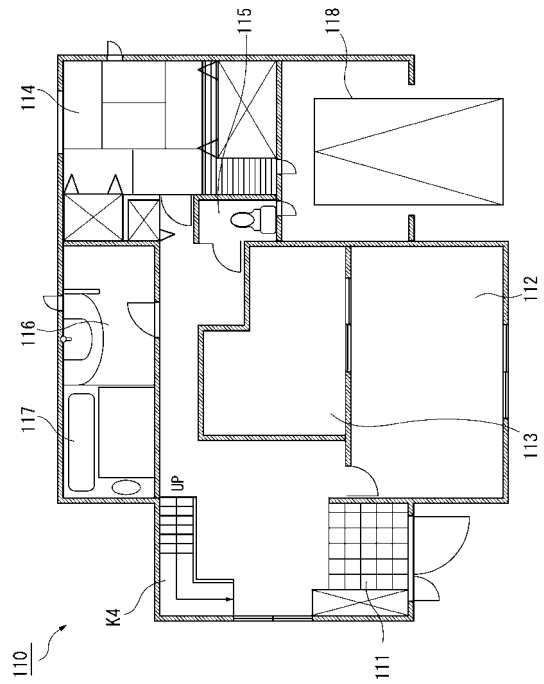
【 図 4 】



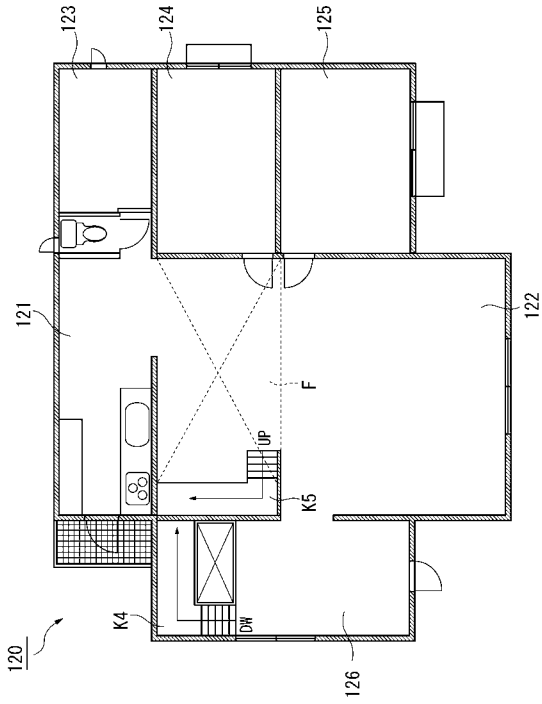
【 図 5 】



【 図 6 】



【 図 7 】



【 図 8 】

